

生理用品を消費税の軽減税率の対象とするよう求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した女性が、生理用ナプキンの購入を躊躇したり、交換する回数を減らしたりする等の実態が明らかになった。

大学生らが立ち上げた団体「#みんなの生理」によると、月経がある人の生涯にかかる生理用品代は45万円以上に上ると試算され、その経済的な負担は大きいものがある。

困窮支援の一環で生理用品を課税対象外とする動きは国内外で広がっている。英スコットランドでは無償法案が2020年11月に可決され、ニュージーランドは2021年6月から高校までの児童・生徒に無償配布を始める予定である。

また、ケニア、カナダ、マレーシア、インド、イギリス、オーストラリアは非課税である。コンビニ大手のファミリーマートでは、2021年3月9日から年末まで生理用品の価格を2%引きで販売している。

政府は、2019年10月に消費税率を10%に引き上げた際、軽減税率を導入し、酒類や外食を除く飲食料品と定期購読の新聞を税率8%に据え置いているが、生理用品も贅沢品ではなく、多くの女性が安心して学び、働き、生活し、自己実現するために必要不可欠なものであり、その購入に当たっては税制上の優遇措置が求められる。

よって、本市議会は、政府に対し、生理用品を消費税の軽減税率の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

池田市議会